

厚生労働省発医政 0309 第 3 号
令和 4 年 3 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和 4 年度「看護の日」及び「看護週間」の実施について

21 世紀の少子・高齢化社会を支えるためには、国民一人ひとりが人に対する世話や看護について、十分に認識を深める必要があることから、令和 4 年度の「看護の日」は令和 4 年 5 月 12 日（木）、「看護週間」は令和 4 年 5 月 8 日（日）から 14 日（土）を実施時期として、引き続き別紙実施要領に基づき、普及啓発のための事業を推進することとしたので、その実施方よろしく願います。

なお、貴管下の市町村及び関係機関に対しても周知の上、協力方よろしくお取り計らい願いたい。